

第 67 号

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「印」を削る。

- (1) 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年熊本県条例第3号）別記様式
- (2) 熊本県種雄畜条例（昭和28年熊本県条例第44号）別記第9号様式
- (3) 熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年熊本県条例第30号）別記様式
- (4) 熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年熊本県条例第31号）別記様式

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

文書への押印の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。